

## 東日本大震災救援キリスト者連絡会規約

2011年3月11日午後2時46分に発生した東日本大地震は、地震に伴う大津波、さらには福島第一原子力発電所事故などにより、未曾有の大惨事をもたらした。このためにキリスト教界もすでに支援活動にあたり、また被災地にも支援協力会などが立ち上げられ、活動を開始している。そこで救援活動にあたらうとしている教会、救援諸団体ならびに個人と、被災地ならびに被災地の教会を通して伝えられる現地の必要とをより円滑に繋ぐための「ハブ」となるように、情報を集約・整理し提供できるセンターとして役割を果たすために、東日本大震災救援キリスト者連絡会を結成した。

### (名称)

第1条 この会は、東日本大震災救援キリスト者連絡会(以下「本連絡会」という。)と称する。

### (所在地)

第2条 本連絡会の事務所を東京都千代田区神田駿河台2丁目1番地000ビル613号に置く。

### (目的)

第3条 本連絡会は、神の導きと助けの中で東日本巨大地震、大津波、福島第一原子力発電所事故による被災者を救援し、キリスト教会、キリスト教系諸団体、救援活動諸団体、企業等の救援復興活動の連絡調整を行い、日本の教会全体並びに現地の教会が被災者を救援し福音を証するために祈り支援することを目的とする。

### (事業)

第4条 本連絡会は、次の事業を行う。

- (1) 教会及び諸団体の救援活動の連絡・調整
- (2) 現地の教会が被災者を救援するために必要な支援に関わる連絡・調整
- (3) キリスト教系諸外国の救援団体との協力と連絡・調整
- (4) その他、本連絡会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 本連絡会の会員は、第3条の目的に賛同する教会、団体、企業、個人で会員名簿に登録した者とする。

### (役員等)

第6条 本連絡会に、次の役員及び顧問を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長1名、副会長1名
- (3) 事務局長1名
- (4) 実務委員 5名から10名
- (5) 監事 1名

2 会長、副会長、実務委員及び監事は、本連絡会の全体会で選任し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は本連絡会を代表し、会務を総理する。

### (全体会)

第7条 全体会は、必要に応じて開催し、次の事項を決定する。

- 1 第4条の事業全般に関する決定
- 2 会長、副会長、事務局長、実務委員、監事、顧問の選出

- 3 決算の承認に関する事項
- 4 本連絡会の規約を制定し、或いは変更する事項
- 5 本連絡会の解散に関する事項
- 6 その他、本連絡会の目的を達成するために必要な事項

(実務委員会)

第8条 実務委員会は、次の職務を行う。

- (1) 全体会で決定した第4条の事業を具体的に実行すること。
  - (2) 現地窓口である支援教会、諸団体と連携し効果的な支援態勢を構築すること。
  - (3) 救援事業を遂行するための連絡会事務局を置くこと。
  - (4) ホームページの開設と運用
  - (5) 事務局員の任免
  - (6) 本連絡会の救援活動に関する記録作成
  - (7) その他、本連絡会の目的を達成するために必要な事項
- 2 実務委員会の決定は、原則として出席者の過半数によるが、意見が分かれた場合且つ緊急の場合は、会長の判断で決定することができるものとする。

(会計)

第9条 本連絡会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は、2011年3月25日から2012年3月31日とする。

(規約の変更)

第10条 本連絡会の規約は、全体会の議決によって変更することができる。

附則

この規約は、2011年3月25日から施行する。

東京都千代田区神田駿河台2丁目1番地000 613号室  
東日本大震災救援キリスト者連絡会